

岩手県 CALS/EC 整備基本計画における電子納品及び情報共有の運用方針

岩手県では、平成 15 年 2 月に「岩手県 CALS/EC 整備基本計画・アクションプログラム」を策定し、これまで電子納品を始めとした各種の実証実験を実施してきた。

電子納品及び情報共有の実施に関する要領・基準等は、先行している国土交通省並びに農林水産省が作成しており、本県の実証実験においても、それに準じて実施してきたところである。

岩手県 CALS/EC 整備基本計画における電子納品及び情報共有の運用方針（以下、「運用方針」という。）は、岩手県が平成 19 年度から建設関連業務（以下「業務」という。）並びに県営建設工事（以下「工事」という。）において、電子納品及び情報共有の全面運用を開始するのにあたって、その運用に関する方針等を定めたものである。

1 対象

本運用方針は、平成 19 年 4 月 1 日以降に岩手県が発注する全ての業務及び工事を対象とする。

2 電子納品に関する運用方針

電子納品を実施するのメリットは、社会資本の有効活用、コスト縮減、品質向上、省資源・省スペースなどが挙げられる。

反面、上記のようなメリットが見込まれないような分野もあり、一様に電子化を推進すると、受注者に対して過度の負担・コストアップを強いる結果となる恐れがある。

本県における電子納品の運用は、受発注者双方が電子化のメリットを享受できるよう、下記により行うこととする。

（1）業務における運用方針

業務における電子納品は、原則として全て「義務」とする。

ただし、電子納品が馴染まないと判断されるものについては、受発注者の「協議」により実施する。

業務における電子納品のメリットは、以下のとおりである。

発注者にとっては、当該箇所の業務・工事の各段階におけるデータ利用や、他箇所に類似計画を立案する際の参考になるなど多岐に渡って利活用が見込まれるものである。

受注者にとっては、他箇所で作成したデータの利用や、資料作成後の修正作業軽減、資料作成におけるコスト縮減など、業務の全般に渡って効率化が図られるものである。

このことから、業務における電子納品については、上記のとおり原則として全て義務として実施することとしたものである。

（2）工事における運用方針

工事における電子納品は、将来の利活用に資するものに限って「義務」とし、それ以外については受発注者間の「協議」により実施する。

工事における電子納品のメリットは、以下のとおりである。

発注者にとっては、各施設の維持管理・改修や増改築等への活用が見込まれるとともに、類似施設を整備する際の参考になるものである。

受注者にとっては、ソフトウェアを利用した施工管理による業務の軽減、デジタル写真の利用等によるコスト縮減など、業務の効率化が図られるものである。

しかし一方で、小規模な工事や修繕・補修等の工事に関しては、利活用が見込まれないものもあるとともに、これまでの実証実験の結果から、現時点では電子データの取り扱いが困難な受注者も見込まれる状況となっている。

このことから、工事における電子納品の運用については、発注者の利活用に資するものに限って「義務」とし、それ以外については、受注者自身が電子納品のメリットを勘案して自主的に取り組めるよう「協議」としたものである。

3 情報共有に関する運用方針

業務及び工事の施行中における受発注者間の情報共有については、受発注者双方が通信環境を整えることが可能な場合に、積極的に電子メールを利用した情報交換を行っていくこととする。

業務及び工事の施行中における情報共有は、ASP^()システムを用いてサーバー上で情報を共有することも視野に入れて、実証実験を行ってきた。

しかし、これまでの実証実験結果から、工事現場に高速通信環境を整備することが極めて困難であり、ASPシステムを導入しても十分な活用が見込まれないことが判明している。

このことから、情報共有の運用については、受発注者双方が通信環境を整えることができる場合に限って、電子メールを利用した情報交換を行っていくこととしたものである。

ASP【Application Service Provider】

インターネットを経由してアプリケーション機能を提供するサービス。従来はアプリケーションを必要数購入し独自に運用管理していたが、ASPはこれを業者からレンタルして利用するもの。

4 岩手県電子納品ガイドライン

業務及び工事における電子納品等を円滑に実施するため、別途「岩手県電子納品ガイドライン」を定めるものとする。

業務及び工事において電子納品等を円滑に実施するためには、受発注者双方が予め基本的な事項や留意すべき点を理解しておく必要がある。

このため、本運用方針と併せて、本県における電子納品等の実施に関する細目等をまとめた「岩手県電子納品ガイドライン」を策定することとしたものである。

附 則

この運用方針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。